

# 生産緑地買取申出書

令和6年5月1日

大東市長

申出をする者	住所	大東市谷川一丁目1番1号
	氏名	大東 みどり

押印は不要です。

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

## 1. 買取り申出の理由

農業の主たる従事者の死亡の為

## 2. 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
谷川一丁目 100番1	田	800㎡	抵当権	800㎡	大東市幸町8番1号 ダイト銀行
谷川一丁目 100番2	畑	350㎡			

## 3. 参考事項

### (1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
谷川一丁目 100番1	農業用 倉庫	木造	50㎡	大東市谷川一丁目1番1号 大東 みどり			

### (2) 買取り希望価額

70,000,000円

### (3) その他参考となるべき事項

注 「申出をする者」及び2, 3の(1)に該当するものが複数の場合、この申出書に代表者1名記入の上、別紙に全員(この申出書に記入した者は除く)記入してください。

